

千葉市職員措置請求（21千監(住)第3号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成21年10月8日

3 請求内容

在日本大韓民国民団千葉県地方本部（以下「県本部」という。）に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の全額免除措置を取り消し、当該免除額を徴収するよう千葉市長に勧告されたい。

4 監査対象事項

中央区長が行った千葉韓国会館（以下「本件会館」という。）に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免が、違法又は不当な財産の処分に該当するか否か。

5 監査結果

(1) 結論

中央区長が行った本件会館に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免について、違法又は不当な財産の処分であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

ア 本件減免の法的根拠について

固定資産税（都市計画税も同じ。）の減免については、市税条例施行規則（以下「規則」という。）第8条では、別表第2表中3（以下「表中3」という。）として「町内会、自治会その他これらに類するものが所有し、又は他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産」、別表第2表中4（以下「表中4」という。）として「その他直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）で市長が必要と認めるもの」が減免の対象に該当するとされている。

税の減免は、法律、条例、その委任による規則等の範囲内において、一定の行政目的の下に地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられているものもある。

イ 本件会館の利用状況とその公益性について

本件会館の1階は県本部や千葉支部の事務室、倉庫、会議室、ホールなどである。2階は組合の事務室やLL教室、韓国教育院の部屋や教室などである。3階は大会議室と厨房である。

本件会館の利用状況について、1階は、市内及び県内に在住する在日韓国人が旅券作成等の手続を行う場合、韓国在外公館にまで出向かなければいけないところ、在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）が駐日韓国大使館から委任を受けてそのような便益を提供しているものである。

2階は、受講者の9割以上が日本人である韓国語講座を開催しており、当該講座は地域住民に言語の理解を通して韓国の文化を紹介し、在日韓国人と日本人との地域交流に資するものとなっている。

3階は、「10月のマダン」の練習、県本部の総会、その他各種活動に利用されている。

以上の利用状況からすれば、本件会館は、県本部の構成員のための便益を主としつつ、地域住民のための施設の提供、各種交流事業の実施という対外的な公益事業に利用されているものと言える。

そうすると、本件会館は主として県本部構成員の互助的な事業の用に供されていると考えられ、この点で公益性が問題となる。なぜなら、表中4に記載の「直接公益の用に供する固定資産」に関しては、「法人によっては、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業を行っている場合」もあることを念頭に、当該部分を減免の対象から外すことが注記されているからである。

ところで、県本部は県内在日韓国人の自治組織として、その構成員の殆どは歴史的な背景の下に、我が国に生活の本拠を置いているのであるが、一方で国籍を有しないことにより日本人と同様の便益を受けることができないでいる。県内の在日韓国人の数は、およそ18,000人に及んでいる。

そうすると、県本部が本来的に団員相互の利益を目的とする互助的な組織であるとしても、在日韓国人を構成員とする自治組織として自治会に準じて取扱うことができよう。

本件会館は、大使館等と類似する公益性が認められるほかに、自治会が自治会館などを所有し、専ら自治会の構成員のために利用されていることが公益と判断されるように、本件会館を団員が利用することについても公益性を認めることができると考える。

本件会館においては、在外公館的業務を初め、県本部について自治会類似の公益性を認めうるから、監査対象部局が本件会館を全体的にその公益性を認め全額を減免したことについては、首肯できる。

本件減免について、市長等の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなかったものとする。

また、請求人は、民団が地方参政権獲得運動など政治活動を行う団体であるから、減免することは違法不当である旨主張しているが、本件会館においてそうした活動が行われた事実は認められない。本件会館の利用状況に係る公益性に照らせば、民団が政治的活動も行っている団体であることをもってその公益性が損なわれるとは解されない。

ウ 減免の事務処理手続について

本件減免に係る決裁の事務処理手続に不明確な点はあるが、その背景としては、公益性について個別に判断して裁量権を行使すべき事例であるにもかかわらず、平成 18 年度以前は、その利用状況などを十分に検討せず前例に倣い表中 3 を減免の根拠としてきたことに起因していると考えられる。

実質的には、本件会館の利用状況全体を総合的に捉え県本部自体の公益的性格を判断していると認められるところから、本件減免が市長等の裁量を逸脱又は濫用したものとは言えないと考える。

(3) 意見

市税の賦課徴収においては、公平性の確保は極めて重要な原則であり、税の減免が行われるに際しては、定型的な減免の場合を別とすれば、裁量権の行使に当たって、減免の対象やその理由、割合を可能な限り客観的で明確なものとするのが、市民に対する説明責任として求められるとすべきである。

こうしたことから、減免に係る裁量権の行使に当たっては、従来慣行に拘泥することなく、公益性の認定や減免割合について適切な判断に努められることを要望する。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第 17 号をご覧ください。